

子ども医療費助成の拡充を求める意見書

東京都が令和5年度から実施する高校生等医療費助成事業は、子どもが必要な医療を受ける権利を保障するとともに、子育て世代の経済負担を軽減する重要な取組です。しかし都の制度は、所得制限と窓口での自己負担を設け、制度開始から3年間は全額を都が負担し、それ以降は区市町村が半額を負担するというものです。

特別区長会は6月21日に記者会見を開き、区が自主財源を上乗せし、来年度から「所得制限なし、自己負担なし」で実施すると発表しました。ただし、4年目以降の財源については、都と協議を続けるとしており、「都が提案した事業のため、都が全て財源を負担すべきである」としています。

一方で、多摩26市の多くの市では、区長会と同様の判断を取ることは困難です。もともと、義務教育就学児の医療費助成でも、23区は完全無料化されているのに対し、26市では、11市が全ての年齢で所得制限があり、6市が一部の年齢で所得制限があります。7月29日、東京都市長会も都内全ての子どもが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、都知事に要望したところです。

本来子どもに対する支援は、保護者の経済力によって差をつけるべきではなく、都内に住む子どもたちがひとしく医療を受ける権利を保障するためにも、東大和市議会として、東京都に対し以下のとおり求めます。

- 1 高校生等医療費助成事業も含め、子どもの医療費助成の財源は、都において、責任を持って恒久的な財政支援を図ること。
- 2 高校生等医療費助成事業も含め、子どもの医療費助成については所得制限や一部自己負担を撤廃・都の補助率の引上げを図るなど、子育て支援策として、医療費助成制度の再構築をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

(議決日) 令和4年9月21日

(送付日) 令和4年9月26日

(送付先) 東京都知事